

頭頸部/口腔がんアルミノックス治療に関わる医師の要件

(2023年10月)

本治療は適正使用による安全性確保を目的として、使用条件が設定されている。

緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法及び光線力学的療法に十分な知識及び経験のある医師、または歯科医師のもとで用いられるよう、本剤及びレーザ光照射についての講習を受講した医師、または歯科医師であることが定められている。具体的な要件は以下である。

記

医師、歯科医師要件

1. 頭頸部がん専門医、または口腔がん専門医であること
2. 本治療に関する講習会を受講・修了していること
3. 抗体薬を含むがん化学療法の使用経験を有すること。なお、本剤による治療においては副作用等の全身的管理を要するため、患者の治療に当たる歯科医師は、頭頸部癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師との緊密な連携のもとに診療すること
4. 楽天メディカル担当者と定期的にコミュニケーションがとれること
5. 本治療の安全対策に協力できること

頭頸部/口腔がんアルミノックス治療に関わる指導医の要件

1. 本治療の医師要件をすべて満たすこと
2. 複数例の本治療の実施経験があり、本治療の施術者に対して適切な指示が出せること
3. 術中に起こりうる合併症及びトラブルに対する十分な知識と判断能力を有すること
4. 上記指導医の要件は、治療の普及と共に適宜見直しを行うこととする

以上

頭頸部/口腔がんアルミノックス治療に関わる施設要件

(2023年10月)

頭頸部/口腔がんアルミノックス治療に関わる施設要件を下記のとおり定める。

記

施設要件

1. 日本頭頸部外科学会に認定された指定研修施設、または次のいずれかに該当する日本口腔腫瘍学会に認定された指定研修施設であること
 - 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
 - 特定機能病院
 - 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
 - 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
 - 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
2. 常勤の頭頸部がん指導医、または口腔がん専門医がいること。常勤の頭頸部がん指導医が一時的に不在の場合は、頭頸部アルミノックス治療指導医と連携すること
3. 本治療の医師要件、または歯科医師要件を満たす常勤医師、または歯科医師がいること
4. 「頭頸部がん診療連携プログラム（日本臨床腫瘍学会）」における連携協力医師との連携が組めること
5. 常勤麻酔医が1名以上在籍すること
6. 緊急手術の実施体制を有すること
7. 医療機器の保守管理体制を有すること
8. 医療安全管理委員会を有すること
9. 耳鼻咽喉科専門医が1名以上在籍すること

以上